

「中小企業の会計に関する基本要領（案）」に対する意見募集 の結果について

平成24年2月1日

中小企業の会計に関する検討会

1. 実施期間等

(1) 募集期間：平成23年11月8日（火）～平成23年12月7日（水）

(2) 実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び日本商工会議所HP、企業会計基準委員会HP、金融庁HP、中小企業庁HPに掲載

2. 提出意見数

13団体、23個人から計152件

3. 提出された主な意見とそれに対する回答の概要

次頁以降参照

該当箇所	No.	コメント	対応
全般	1.	名称について、例えば「中小企業の会計処理通則」という名称が規範的かつ規律的な印象があるとともに、規範、原則、規則等の締め付けを感じさせないし、ルールに即した決算書作成側の自負心と気概を高揚させる効果があるといえる。 簡易にするということであれば、「簡易会計に関する基本要領」とか、「同族企業の会計に関する基本要領」とか、全く別な名称を付けた方が良い。	本名称は、中小企業の経営者が理解しやすく、また他のルール等の名称との関係も踏まえた結果のものである。
	2.	中小企業会計指針の適用会社と本要領の適用会社を区分する客観的な基準を設けるべきであると考えます。 「本要領」と「中小指針」では、同じ位置付けにある会社を対象としており、そのいずれが適用されるかが曖昧であり、結局、当の中小企業に対して混乱を生じさせることになるのではないかと。	多様な中小企業の実態を踏まえると、客観的な基準を設けることは適当ではないと考えます。
	3.	本要領と中小指針との2つの基準の間で適用の移行があった場合について、その処理の方法をあらかじめ示しておく必要があると考えます。	No.2の観点から、移行に関して定めることは適当ではないと考えます。
	4.	税法基準による会計処理との関係について、説明を設けていただくことを希望する。 中小指針では、税法基準による会計処理が認められる場合の要件について説明されているが(中小指針第7項ほか)、本要領案では、税法基準による処理との関係については、全く触れられていない。	本要領は、税制との調和を図った上で、会社法上の計算書類等を作成する際に参照するための会計処理等を示すものであり、税務における取扱い方法について記載するものではない。
	5.	本文にも、中小企業者のうち会社を対象としたものであって、個人事業者は対象ではない旨を記載した方がよいと考えます。	利用が想定されるのは本要領総論2.に示したとおりである。
	6.	目次の「Ⅱ.各論」部分には、様式集との対応を示すための補足がカッコ書きで示されているが、「Ⅱ.各論」の本文側には様式集との対応を示すための記載がない。対応を明確にするため、本文側にも記載した方が有用ではないかと。	様式集との対応関係は、目次の「Ⅱ.各論」部分に記載することで一覧性があると考えます。
	7.	「要領案」の表題が「中小企業の会計云々」とありますが、「中小会社の会計云々」とすべきではないかと。 「要領案」が正規の簿記の原則(I総論、8記帳の重要性)を前提とするところから、調製される会計諸表間をつなぐ数値の一致を表示することが諸表の正確性検証に必要。包括損益を想定することがなければ、無理に「純資産」とせず、「資本」の部において、未処分損益と連絡する工夫が必要である。	本要領は、中小企業の経営者にわかりやすいという観点から、一般的になじみの深い「中小企業」という文言を用いている。 本要領は会社計算規則を踏まえ、作成したものである。

該当箇所	No.	コメント	対応
		経団連ひな形を模した「株主資本等変動計算書」(横に並べる方式)は会計諸表の記載方法の流れからすると理解しにくい書式である。同書式の縦列項目と横列項目を反転させて開示することを提案する。	様式集としては、一般的に普及している形式を採用している。
	8.	中小企業憲章の精神に基づいた会計としてほしい。	「中小企業の会計に関する基本要領」を含んだ報告書を作成しており、ご意見を踏まえて報告書に趣旨を記載している。
	9.	法人税法に定められている定義及び区分の取り扱いに伴う会計処理を説明する必要がある。	本要領は、税制との調和を図った上で、会社法上の計算書類等を作成する際に参照するための会計処理等を示すものであり、税務における取扱い方法について記載するものではない。
	10.	総論を誰がみてもわかりやすく、使ってみたいと思える書き方にした方がよい。内容が分かり難く、回りくどい表現で読み難い。 「法令で強制されるものではない」ことや、「必ずしも適当でない中小企業を対象として」という表現は基本要領を使おうという意欲をそぎ、ネガティブな印象を与える。	ご意見を踏まえ、修正した。
1. 目的	11.	目的(1) 中小企業の多様な実態に配慮し、その成長に資するために～以下のところで、その「継続」と成長に資するために「中小企業が、自身の事業の現況把握と記帳に対する情熱を持って」の文言を入れる。	本要領は、中小企業の経営者に理解しやすく、本要領の利用を想定する中小企業に必要な事項を簡潔かつ可能な限り平易に記載したものである。
	12.	「1. 目的」には会社法上の計算書類等を作成する際の参照とされているが、中小企業においては、同時に法人税申告に欠くことができない「確定決算主義に基づく税務会計文書」として重要な位置づけにある決算書類である旨を示し、「法人税の適正申告納税の規範となる計算書類である」という「考え」を目的(2)の「・」に入れるべきである。	本要領は、税制との調和を図った上で、会社法上の計算書類等を作成する際に参照するための会計処理等を示すものであり、税務における取扱い方法について記載するものではない。
2. 本要領の利用が想定される会社	13.	会計参与設置会社において、中小企業の会計に関する指針に拠ることなく、「中小企業の会計に関する基本要領」に拠って計算書類等を作成することの是非を明確にして頂きたい。	中小企業の実態は多様であることから、本要領を利用するか、中小指針を利用するかを示すことは適当ではないと考える。
	14.	「以下を除く株式会社が想定される」という書き方は非常に分かり難い。利用が想定される会社は「日本の大多数の中小企業」ではないか。そうであるなら、シンプルにそ	本要領は、中小企業の経営者に理解しやすく、本要領の利用を想定する中小企業に必要な事項を簡潔

該当箇所	No.	コメント	対応
		う記載するべき。	かつ可能な限り平易に記載したものである。
4. 複数ある会計処理の取扱い	15.	(2)には「継続性の原則」に相当する記載があるので、「9. その他の留意すべき考え方」における記載方法と同様に、カッコ書きで一般原則の名称（継続性の原則）を示した方が有用ではないか。	総論9.の記載は企業会計原則の記述を引用したものであるため、括弧書きで名称を示している。
5. 各論で示していない会計処理等の取扱い	16.	「各論で示していない会計処理等の取扱い」の記述において、「法人税法で定める処理のうち会計上適当と認められる処理」については「具体的には法人税法上の所得金額算定に関する税務会計処理」を付け加える必要がある。	本要領は、税制との調和を図った上で、会社法上の計算書類等を作成する際に参照するための会計処理等を示すものであり、税務における取扱い方法について記載するものではない。
6. 国際会計基準との関係	17.	国際会計基準との関係において、中小指針と本要領との関係を明確にしておく必要があると考える。今後、中小指針と本要領は、国際会計基準との関係において乖離をしていくことが見込まれる。 中小指針又は本要領のいずれかを選択しようとする場合において、経営者がこれらの側面をしっかりと考慮に入れて選択を行うことができるように、中小指針と本要領に方向性に隔たりがあることを本要領において明らかにしておくことが望ましいと考える。	本要領の利用が想定される中小企業については、その実態に即し、国際会計基準の影響を受けないことを明確にしたものである。
9. 本要領の利用上の留意事項	18.	9. の各項目は正に企業会計原則の考え方であり、「その他の留意すべき考え方」と位置付ける事は不適當ではないか。	題名を「本要領の利用上の留意事項」にするとともに、「本要領の利用にあたっては、上記1.～8.とともに以下の考え方にも留意する必要がある。」という柱書きを付け加えた。
1. 収益、費用の基本的な会計処理	19.	「中小企業の会計に関する指針」や法人税法などの用語の表記との整合性が必要ではないか。（例 製品、商品の販売又はサービスの提供⇒資産の販売又は役務の提供） （理由）会社法は、基本的に公正な会計慣行に委ねることから、用語の表記は会計基準などの表記にすべきと考える。	本要領は、中小企業の経営者に理解しやすく、本要領の利用を想定する中小企業に必要な事項を簡潔かつ可能な限り平易に記載したものである。
	20.	工事進行基準に関して、本要領に貸倒引当金等と同様に法人税法の規定が採用できる旨の記述をすべきではないか。	本要領は、本要領の利用を想定する中小企業の実務において一般的に必要と考えられる会計処理について取りまとめたものである。本要領に記載のない会計処理については、総論5.によって対応できる。

該当箇所	No.	コメント	対応
	21.	枠内(2)の「取引の発生」は「取引が発生した時」とした方が自然ではないか。	ご指摘を踏まえ、修正した。
2. 資産、負債の基本的な会計処理	22.	(3)「資産の取得価額、負債の債務額を税務規定に即して計上することもできます」という規定を設けるべきである。	本要領は、税制との調和を図った上で、会社法上の計算書類等を作成する際に参照するための会計処理等を示すものであり、税務における取扱い方法について記載するものではない。
	23.	資産、負債、金銭債権、金銭債務などの主な定義規定を本文に記載すべきである。 (例 資産とは、金銭債権、有価証券、棚卸資産、固定資産等をいう。) (例 負債とは、金銭債務(買掛金、未払金)等をいう。)	本要領は、中小企業の経営者に理解しやすく、本要領の利用を想定する中小企業に必要な事項を簡潔に記載したものである。
		付随費用など、解説に主な用語の説明を記載すべきである。 (例 付随費用とは、引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税等その他購入のために要した費用等をいう。なお、整理、選別、手入れ等に要した費用の額その他の一定の費用の額で少額なものは算入しないことができる。)	
	24.	重要性の原則の観点からの例外な会計処理を説明する。 例)重要性の原則により、少額な付随費用は取得価額に加えないことができる。 例)重要性の原則により、減価償却資産のうち取得価額が少額のものについては、取得して事業の用に供した事業年度の費用として処理することができる。	本要領は、本要領の利用を想定する中小企業の実務において一般的に必要と考えられる会計処理について取りまとめたものである。本要領に記載のない会計処理については、総論5.によって対応できる。
3. 金銭債権及び金銭債務	25.	(4)「関係会社、グループ法人に係る金銭債権及び金銭債務は区別して表示します」という規定を設けるべきである。	会社計算規則では要求されていないことから、本要領では記載を要求していない。
	26.	最近の中堅企業においてもデリバティブ取引が行われている。要領においてもデリバティブ取引の処理について触れておく必要があるのではないか。 「額面金額超過」の場合も示す必要はないか。あるいは記載を省略するのであれば、「額面金額未満」が例示であることを示す必要はないか。	本要領は、本要領の利用を想定する中小企業の実務において一般的に必要と考えられる会計処理について取りまとめたものである。本要領に記載のない会計処理については、総論5.によって対応できる。
4. 貸倒損失、貸倒引当金	27.	不良債権の計上を厳格に行うことは、保守性、安全性の観点から極めて重要と考えます。したがって、「回収不能な債権」「回収不能のおそれのある債権」の判断基準を、より明示的に示すべきと考える。	本要領は、中小企業の経営者に理解しやすく、本要領の利用を想定する中小企業に必要な事項を簡潔に記載したものである。

該当箇所	No.	コメント	対応
		また、税法との整合性は重要であり、税務当局から経費認定される基準を設定していただきたい。	本要領は、税制との調和を図った上で、会社法上の計算書類等を作成する際に参照するための会計処理等を示すものであり、税務における取扱い方法について記載するものではない。
	28.	「貸倒引当金の繰入・繰戻し等の会計処理方法と財務諸表への計上方法」の記述を設けるべきである。 貸倒引当金が設定されている場合にも該当するよう、貸倒損失が貸倒引当金でカバーされていない部分であることを示す必要はないか。	本要領は、本要領の利用を想定する中小企業の実務において一般的に必要と考えられる会計処理について取りまとめたものである。本要領に記載のない会計処理については、総論5.によって対応できる。
	29.	解説の3つ目の○において、「見込まれる金額を見積って」とあるが、見込と見積がかぶっているため「見込まれる金額を」としなくてよいか。	ご指摘を踏まえ、修正した。
5. 有価証券	30.	中小企業（もっと、対象を絞り込めるのであれば、小・零細企業）においては短期・長期の保有に拘わらず、有価証券は時価評価すべき。金融機関では、時価評価がなされた上で実態B/Sが作成されるので、そういった意識を経営者に持ってもらうことが必要なのではないか。	本要領は、本要領の利用を想定する中小企業の実務において一般的に必要と考えられる会計処理について取りまとめたものである。本要領に記載のない会計処理については、総論5.によって対応できる。
	31.	後段下から2行目以降を、「例えば、大幅な債務超過等でほとんど価値がないもののほか、純資産価額が取得時の純資産価額に比し、おおむね50%以上下回ることとなったものについては、評価損の計上が必要と考えられます。」と、より具体的にしておくか。	本要領は、中小企業の経営者に理解しやすく、本要領の利用を想定する中小企業に必要な事項を簡潔に記載したものである。
	32.	(5)「関係会社、グループ法人に係る有価証券は区別して表示します」という規定を設けるべきである。	関係会社株式の表示の取扱いについては、様式集の【記載上の注意】に記載している。
	33.	有価証券の減損について、適正な判断を行うためにも考え方を統一（法人税法を準用）すべきではないか。	本要領は、税制との調和を図った上で、会社法上の計算書類等を作成する際に参照するための会計処理等を示すものであり、税務における取扱い方法について記載するものではない。
6. 棚卸資産	34.	〔解説〕「期末の納品先への送付中積送品がある場合の処理方法とその売上計上時期に関する区分方法等」を解説する必要がある。	本要領は、本要領の利用を想定する中小企業の実務において一般的に必要と考えられる会計処理について取りまとめたものである。本要領に記載のない会計処理については、総論5.によって対応できる。

該当箇所	No.	コメント	対応
	35.	低価法における時価の考え方を具体的に示すべきではないか。	本要領は、中小企業の経営者に理解しやすく、本要領の利用を想定する中小企業に必要な事項を簡潔に記載したものである。
	36.	回復可能性に係る判定を求める規定は除外すべきではないか。もし回復可能性に係る判定を求めるのであれば、その基準を示すべきではないか。	回復可能性に係る判定を求める記載は会社計算規則を踏まえたものである。 本要領は、中小企業の経営者に理解しやすく、本要領の利用を想定する中小企業に必要な事項を簡潔に記載したものである。
	37.	「最終仕入原価法」が他の評価方法と同列で記載されているが、取得原価主義の枠外の処理であり、少なくとも個別には例示しないことが適当ではないか。	最終仕入原価法は、中小企業の実務において、一般的に利用されている評価方法であるため、例示している。
7. 経過勘定	38.	前払金、前受金、未払金及び未収金等他の勘定科目との違いを説明し、その取扱いに伴う会計処理を説明する必要がある。	本要領は、中小企業の経営者に理解しやすく、本要領の利用を想定する中小企業に必要な事項を簡潔に記載したものである。
	39.	本要領及び中小指針とも、会計処理での重要性の判断を強調している以上、本要領にも中小指針と同様、表示に関する記述があってもよいのではないのでしょうか。	様式集で示されている。
	40.	解説の第1パラグラフの「現金の受払額ではなく」は「現金の受払額で計上するのではなく」とした方が自然ではないか。 <表1>の具体例にある「支払家賃や支払保険料」「支払家賃や支払利息」は「支払家賃、支払保険料」「支払家賃、支払利息」とした方が自然ではないか。	原案の記載のままとする。
	41.	前払費用のうち当期末においてまだ提供を受けていない役務に対応する前払費用の額で、支払日から1年以内に提供を受ける役務に対応する金額については、継続適用を条件に費用処理することができる、と考えてよいか（「中小指針 【各論】 31. 経過勘定等に係る会計処理」と同様の考え方。）。	総論9.に記載する重要性の原則に基づき、個別に判断するものとする。
8. 固定資産	42.	無形固定資産の減価償却に関し、「相当の減価償却」として解説されていないが、対象となる資産項目、償却期間について、具体的に明示すべきと考える。また、税法との整合性を調整して頂きたい。借地権は減価償却の対象となりえるのか等々、それぞれの項目で疑問が残る。これらの公式見解が必要と考える。	本要領は、中小企業の経営者に理解しやすく、本要領の利用を想定する中小企業に必要な事項を簡潔に記載したものである。

該当箇所	No.	コメント	対応
	43.	<p>「(7) 法人税法等に規定する圧縮記帳の特例を適用して損金の額に算入した金額がある場合には、本来の取得価額からその金額を控除した金額を取得価額とみなします」を追加する。</p> <p>解説に「取得価額に算入する又は算入しないことができる付随費用の例示を法人税法の規定・取扱い（法令 54①、法基通 7-3-3 の 2）に準じることを明記して申告調整等への対応できるルール」を入れる。</p> <p>解説に「棚卸資産、繰延資産は除かれる。事業の用に供していない、時の経過により価値が減少しないもの等は非減価償却資産となります」を追加する。</p>	<p>本要領は、税制との調和を図った上で、会社法上の計算書類等を作成する際に参照するための会計処理等を示すものであり、税務における取扱い方法について記載するものではない。</p>
	44.	<p>有形固定資産、無形固定資産の過年度分の減価償却不足は当然に一時の費用として認識するべきではあるが、この件についての記載はない。過年度分の償却不足をどうするか、具体的に明示してほしい。これからどうするのかに関しての方法も明示してほしい。</p> <p>固定資産の減価償却（任意償却）について、要領という立場から、法人税法の問題点を抑制する意味合いも込めて、さらに踏み込んだ内容とすべきではないか。</p>	<p>「相当の減価償却」とは、会社計算規則の「相当の償却」を踏まえたものであり、一般的に、耐用年数にわたって、毎期、規則的に減価償却を行うことが考えられるとしたものである。</p>
	45.	<p>枠内(1)の「機械装置」は様式集で使用しているように「機械及び装置」としなくてよいか。</p>	<p>本文は有形固定資産に含まれる内容を示すものであり、様式集は表示を例示しているものである。</p>
9. 繰延資産	46.	<p>法人税法固有の繰延資産については、「固定資産（投資その他の資産）に『長期前払費用』として計上することが考えられます。」と記載されていますが、「固定資産（無形固定資産）」も追加すべきと考える。</p> <p>研究開発費について、会計基準と同様の処理（費用処理）を求めているものと考えて良いかどうかは明確でない。この点を本要領案に明示することが適当ではないか。</p> <p>（理由）</p> <p>「研究開発費等に係る会計基準」（企業会計審議会）では「研究開発費は、すべて発生時に費用として処理しなければならない」とされている。これに関して本要領案では特段の記載がなく、会計基準と同様の処理（費用処理）を求めているものと考えて良いかどうかは明確でない。</p>	<p>本要領は、本要領の利用を想定する中小企業の実務において一般的に必要と考えられる会計処理について取りまとめたものである。本要領に記載のない会計処理については、総論 5. によって対応できる。</p>
	47.	<p>〔解説〕～(2)にあるように、「その効果の及ぶ期間にわたって<定額法>にて償却する必要があります」を追加する。</p>	<p>社債発行費等必ずしも定額法に限られないと考える。</p>

該当箇所	No.	コメント	対応
	48.	本文中、税法固有の繰延資産に対する記述については、「なお、法人税法固有の繰延資産については、会計上の繰延資産には該当しない。そのため、費用として処理した上で申告調整によることを原則とし、もし資産に計上する場合には、固定資産（投資その他の資産）に「長期前払費用」として計上することが考えられます。」のような表現にした方がよいと考える。 繰延資産の償却額の損益計算書での表示区分を示すべき。	本要領は、中小企業の経営者に理解しやすく、本要領の利用を想定する中小企業に必要な事項を簡潔に記載したものである。
	49.	中小企業において、そもそも会社法上の繰延資産と税法固有の繰延資産が混同される危険性を考慮し、税法固有の繰延資産については、税法上の償却限度額の規定がある旨の留意点を加えるべきではないか。	本要領は、税制との調和を図った上で、会社法上の計算書類等を作成する際に参照するための会計処理等を示すものであり、税務における取扱い方法について記載するものではない。
10. リース取引	50.	要領案では、賃貸借取引処理と売買取引処理とどちらでもよいという書き方をしているが、2つの処理採用の判断基準を記載したほうがよいのではないか。 例えば、次のような基準。 ・少額又は短期リースは賃貸借取引で可 ・法人税法上の所有権移転外リース取引については資産計上が望ましい。 リース取引をまずファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引とに区分し、さらにファイナンス・リース取引を所有権移転リース取引と所有権移転外リース取引とに区分して、それぞれの具体的な処理方法を示すべき。	本要領は、本要領の利用を想定する中小企業の実務において一般的に必要と考えられる会計処理について取りまとめたものである。本要領に記載のない会計処理については、総論5.によって対応できる。
	51.	リース取引の定義を中小指針（74-2）「所有権移転外ファイナンス・リース取引」に記載された程度の内容を、平易な言い回しで記載すべきではないか。 売買処理したリース資産について、定額法とリース期間定額法の混同を避けるために、「リース期間にわたって」定額法で減価償却する旨の記述が必要であると考える。	本要領は、中小企業の経営者に理解しやすく、本要領の利用を想定する中小企業に必要な事項を簡潔に記載したものである。
11. 引当金	52.	[解説]返品調整引当金の例示がないが、「負債性引当金として流動負債⑨返品調整引当金をプラス表示して下さい」という記述が必要といえる。 「中小指針によることを求めることが必ずしも適当ではない中小企業」に対してまで賞与引当金の計上を求めることは、実態にそぐわないと考える。	本要領は、本要領の利用を想定する中小企業の実務において一般的に必要と考えられる会計処理について取りまとめたものである。本要領に記載のない会計処理については、総論5.によって対応できる。

該当箇所	No.	コメント	対応
		<p>枠内(3)では、「退職一時金制度を採用している場合において、当期末における退職給付に係る自己都合要支給額を基に計上する」とされていますが、例えば、「原則として、当期末における退職給付・・・」のように、本要領案以外の方法があることを示す記載とすることが適当ではないか。</p> <p>拠出後に追加的な負担が生じる制度の場合の処理が示されていない。これについても処理方法を示す必要があるのではないか。</p>	
	53.	退職給付引当金は、自己都合要支給額の全額を引き当てることを原則としてもよいのではないか。	将来必要となる退職金の額は、従業員の年齢構成や昇給率等の企業の状況によって様々であるという考え方から、原案の表現としている。
	54.	<p>枠内(1)に示す4つの要件について、例えば、「以下のいずれにも該当するものを・・・」と明記した方がよいのではないか。</p> <p>枠内(1)に示す4つの要件は、「いずれかに該当する」場合ではなく、「いずれにも該当する」場合に引当金を設定することになるため。</p>	【解説】において、「(1)の4つの要件を満たす場合には」と記載している。
12. 外貨建取引等	55.	<p>外貨建債権債務について、決算時の為替相場による円換算を強制しない扱いとすることには反対する。また、多額の含み損を抱えたデリバティブ取引の会計処理についても指針を出すべきである。</p> <p>決算時の処理として、外国通貨・外貨預金・外貨建有価証券に対する処理の計上基準を示すべきではないか。</p>	本要領は、本要領の利用を想定する中小企業の実務において一般的に必要と考えられる会計処理について取りまとめたものである。本要領に記載のない会計処理については、総論5.によって対応できる。
	56.	<p>〔解説〕「外貨建取引とは」の記述の後に「いわゆる外貨建て円払いの取引は外貨建取引に該当しません」という注意書きが必要である。</p> <p>また、取引発生日以外の為替相場の円換算適用は「継続適用を条件とします」という記述が必要といえる。</p> <p>換算差額及び決済差損益の取扱いに伴う会計処理を説明する必要がある。本要領案では換算差額についてのみ記述がなされており、決済差損益についての処理基準や、決済差損益の表示箇所が示されていない。</p>	本要領は、中小企業の経営者に理解しやすく、本要領の利用を想定する中小企業に必要な事項を簡潔に記載したものである。
	57.	中小法人において、外貨建取引について、税法基準(法人税の規定)で対応すれば、本要領から除外しても良いのではないか。中小法人において、実務上外貨建取引がどの程度行われるものであるか疑問があるため。	企業活動の国際化が進んでいく中小企業もあるという観点から、項目建てしているものである。

該当箇所	No.	コメント	対応
13. 純資産	58.	純資産の部の表現について、もっと内容が分かりやすい表現にすべきではないか。経営者に使い勝手のいい会計を目指すのであれば、例えば、配当可能剰余金、配当不可剰余金のような表現にできないか。	会社計算規則を踏まえた表示としている。
	59.	<p>[解説]株主資本と資本金の関係を解説する必要がある。</p> <p><例示>会社の資本には株主資本と資本金の2つの意味があり、その増減の内容を記述する必要がある。</p> <p>: 株主資本=貸借対照表の純資産を構成する各項目の合計額である。</p> <p>: 資本金=財産の多寡と切り離された一つの計数であり、資本金の額の増減は株主資本の額を増減させるが自己株式の処分では株主資本が増加するが資本金の額は増加しない。</p> <p>自己株式の処分・消却時等の処理の記述の解説も必要といえる。</p> <p>株主資本等変動計算書に関する解説が必要ではないか。</p> <p>株主資本等変動計算書は会社法において作成することが義務づけられている書類であり、会社計算規則第96条において詳細な規定もなされているため。</p>	本要領は、中小企業の経営者に理解しやすく、本要領の利用を想定する中小企業に必要な事項を簡潔かつ可能な限り平易に記載したものである。
	60.	「純資産のうち株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金等から構成される。」とあるが、貸借対照表の様式からもあるように、株主資本以外のものがあるのか。「純資産のうち」という表現は正しくないのではないか。	様式集の【記載上の注意】にあるように、「評価・換算差額等」や「新株予約権」がある場合も考えられる。
	61.	最近では中小企業でも自己株式を取得するケースが増えています。そこで、自己株式に関する記述はもっとあってもよかった。すなわち自己株式の処理が明示されていない。処理基準を税務基準の導入も含めて明示すべきではないかと思われる。	本要領は、本要領の利用を想定する中小企業の実務において一般的に必要と考えられる会計処理について取りまとめたものである。本要領に記載のない会計処理については、総論5.によって対応できる。
14. 注記	62.	<p>「本要領に拠って計算書類を作成した場合には、その旨を記載する。」</p> <p>「Ⅰ総論」から始まって、「Ⅱ各論 14. 注記」まで多岐にわたる会計処理の要領が示されているが、本要領に拠って計算書類を作成した旨の記載は、要領に記載されているすべての会計処理を適用したときにはじめて記載することができるかと解するのか？</p>	基本的には、本要領に記載されているすべての会計処理を適用した場合を想定している。

該当箇所	No.	コメント	対応
	63.	<p>会計方針等の変更を行った場合には、「Ⅱ.各論 14.注記」において、「(1)に挙げられた項目以外として、会計方針の変更又は表示方法の変更もしくは誤謬の訂正を行ったときには、その変更内容等を記載します。」とされており、企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(平成21年12月4日企業会計基準委員会)に従い遡及適用等をする必要があるかが明示されていない。会計方針の変更等を行った場合に遡及適用等をしないことも認められるのであれば、その旨を明記したほうがよいのではないか。</p> <p>「14.注記」の解説2段落目に「消費税等の会計処理」を入れたほうがよいと思われる。この段落は、どの中小企業も必ずする注記が書かれているので入れたほうがよいのではと考える。様式例の注記には記載されているが、解説にも入れておく方がよい。</p>	<p>本要領は、本要領の利用を想定する中小企業の実務において一般的に必要と考えられる会計処理について取りまとめたものである。本要領に記載のない会計処理については、総論5.によって対応できる。</p>
	64.	<p>会社計算規則に基づき、会計方針の変更又は表示方法の変更もしくは誤謬の訂正を行ったときには、その変更内容等を記載する旨の解説があるが、「Ⅲ.様式集」に記載例が無い。</p>	<p>本要領は、中小企業の経営者に理解しやすく、本要領の利用を想定する中小企業に必要な事項を簡潔に記載したものである。</p>
様式集	65.	<p>株主資本等変動計算書について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例として具体的な数字をいれていただくと計算の流れが分かりやすい。 ・解説をつけてほしい(純資産の解説と重複する場合は、その解説場所を明示していただくとは分かりやすい。) <p>「損益計算書」及び「製造原価明細書」の「従業員退職金」の科目名は、「退職給付費用」にすべきと考える。</p> <p>「販売費及び一般管理費の明細」に「役員報酬」と「役員賞与」が区分表示されていますが、「役員報酬」の科目で一括表示すべきと考える。</p> <p>貸借対照表、製造原価明細書、販売費及び一般管理費の明細において、「その他」の名称の科目が全部で8カ所表示されているが、当該科目を例示列举から削除し、より具体的な表示科目にすべきと考える。</p> <p>損益計算書については、様式集の「製造原価明細書」「販売費および一般管理費の明細(書)」を参照する旨を記述する必要がある。</p>	<p>本要領は、中小企業の経営者に理解しやすく、本要領の利用を想定する中小企業に必要な事項を簡潔に記載したものである。</p>

該当箇所	No.	コメント	対応
		<p>記載上の注意について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表＝立替金、仮払金、仮受金等の例示されていない勘定科目について記載上の注意においてその処理・計上方法などを解説する必要がある。 ・損益計算書＝特別利益・損失の重要事項を記述する例示を入れるべきである。 ・株主資本変動計算書（横形式）＝一覧性重視の形式であることを[記載上の注意]にて明記する。 ・株主資本変動計算書（縦形式）＝AとLの合計（当期末残高）は右欄へ移動する。 ・個別注記表＝損益計算書の勘定科目を入れる費用がある。 ・製造原価明細書＝財務諸表としての位置づけ・機能を[記載上の注意]にて明記する。 ・販売費及び一般管理費の明細＝財務諸表としての機能を[記載上の注意]にて明記する。 	
	66.	<p>中小企業の会計に関する指針（以下「指針」という）では、CFSの作成は望ましいとされている。一方、金融検査マニュアル（中小企業融資編）においても、キャッシュ・フロー情報（以下「CF情報」という）を重視すべきとされている。また、中小企業の会計に関する基本要領（案）（以下「基本要領」という）の総論には、中小企業の経営者が理解しやすく自社の経営状況の把握に役立つものとするを目的の一つとしているが、CFSはまさにその目的に合致するものでもあることから、基本要領においてCFSに関する規定を設けるべきであると考え。</p> <p>製造原価計算書は附属明細書の1つではないものの記載様式を示していることから、あえて様式集に記載している趣旨の説明を加えることが適当ではないか。</p> <p>「販売費及び一般管理費の明細」は附属明細書の1つであります。他の附属明細書と異なり記載様式を示していることから、あえて様式集に記載している趣旨の説明を加えることが適当ではないか。</p>	<p>本要領は、本要領の利用を想定する中小企業の実務において一般的に必要と考えられる会計処理について取りまとめたものである。</p>
	67.	<p>「販売費及び一般管理費の明細」に列挙されている「荷造費」「運搬費」「見本費」「保管費」は削除すべきと考える。</p>	<p>ご指摘の勘定科目は一般的な販売費及び一般管理費と考えられる。</p>
	68.	<p>「販売費及び一般管理費の明細」に「貸倒償却」の科目を追加すべきと考える。また「製造原価報告書」及び「販売費及び一般管理費の明細」に「雑費」の科目を追加すべきと考える。</p>	<p>様式に「その他」の項目を設けている。</p>

該当箇所	No.	コメント	対応
	69.	「個別注記表」の「引当金の計上基準」の「貸倒引当金」の例示では、一括評価金銭債権を想定した記述となっている。例えば、「個別に債権の回収可能性を検討し、必要額を計上している」のように個別評価金銭債権を踏まえた記述を追加すべきと考える。 貸借対照表に、リース資産、リース債務の項目を入れるべきである。	本要領は、本要領の利用を想定する中小企業の実務において一般的に必要と考えられる会計処理について取りまとめたものである。本要領に記載のない会計処理については、総論5.によって対応できる。
	70.	貸借対照表について、①～⑧は「本要領の目次の様式対象勘定科目である」旨を記述する必要がある。	ご意見を踏まえ、修正した。
	71.	貸借対照表の以下の点について、形式を整える必要があるのではないか。 ・資産側と負債・資本側の列幅がそろっていない。 ・「繰延資産合計」が「固定資産合計」等と比較して、右にずれている。	ご意見を踏まえ、修正した。
	72.	株主資本等変動計算書(横形式)の資本準備金の金額欄で、「当期変動額」と「当期末残高」との間の横線が抜けているため、横線を入れる必要があるのではないか。	ご意見を踏まえ、修正した。
	73.	個別注記表における賞与引当金の「支給見込額の当期負担分」は「支給見込額のうち当期負担分」とした方が自然ではないか。	原案の記載のままとする。
その他	74.	基本要領(案)では、税金費用・税金債務の項目がない。当該項目は実務上重要であり、また税理士等の専門家に依頼をしない企業にとっては特に見落としがちとなる項目であると言える。よって、基本要領(案)において明示をする事が適当であると考え。 基本要領に関しては、中小指針にはあった「税効果会計」の項目を削除している点が理解しがたい。税法と企業会計の乖離を考えれば、基本要領に従うほどに「税効果会計」なしに適正な損益計算書の純利益の表現はできないものとする。	本要領は、本要領の利用を想定する中小企業の実務において一般的に必要と考えられる会計処理について取りまとめたものである。本要領に記載のない会計処理については、総論5.によって対応できる。
	75.	「補完事項」＝様式集の後備として「主要な会計関連用語の牽引」を策定することで利用者の便宜が高まるといえる。	本要領は、中小企業の経営者に理解しやすく、本要領の利用を想定する中小企業に必要な事項を簡潔に記載したものである。